市史編さんの窓 (34)

領主の新津巡遊と領民の対応

江戸時代、領主は、まれに自己の領内を歴遊して領民に接することがありました。弘化元年(一八四四年)三月十六日、新発田藩十一代の領主溝口直溥が新津を巡遊したのもその一つです。

このときの直溥の巡遊は、民情視察といった正式な領内巡視ではなく、遠のりと、いういわばお忍びの遊覧でしたが、それでも地元にとって、殿様が御出になるということは大変な気の配りようと出費を伴いました。

それは、領主が新津辺まで出かけることはめったになかったので、なおさらでした。

直溥は、わずかな供を連れて新発田城を出発し、荻島の渡しを越えて新津へ到着。新津組庄屋桂東吾(誉正)方へ立ち寄り、ついで秋葉山、草水の煮坪等を巡覧し、さらに柄目木の土火(天然ガス)を御覧ののち、下深川村(現六郷のうち)から船で阿賀野川を下り、法柳村(現北蒲京ケ瀬村)で下船して新発田へ帰りました。直溥とその一行の行動は、ごく軽い遊山気分だったでしょうが、領民の側にとってはそうはいきませんでした。

殿様新津遊覧の内報を受けた小須戸組では、急きょ庄屋元から各名主へ宛て、対応に万全を期するよう、密かに次のような要旨の廻状を発しました。

○村々の若者が殿様拝見に沿道へ出ることが予想されるので、火災・盗難に十分注意すること。

○狂人等が不敬の行為をしないよう、沿道の村々では配慮すること。

○主要道の渡し場は勿論、作業道の渡し場までも村役人が出張して、乗船人員を制限し、船の事故が起きないよう取り計ること。

殿様の通行路の下見分が行われ、荻島の渡し場では、河渡を作るよう命じられました。その材料として土俵九百六十俵、大縄二十九束、杭木三百本を組内の村々に割当てて徴集し、河渡工事が進められました。

こうした細心の配慮と、周到な準備のもとに、領主の巡遊は何事もなく終わりましたが、荻島の河渡工事を始め、その費用しめて十二両は、すべて村々の負担となりました。江戸期の私たちの祖先は、重い年貢徴税のほかに、こうした臨時負担の重圧も耐えぬき、やがて明治の世を迎えました。

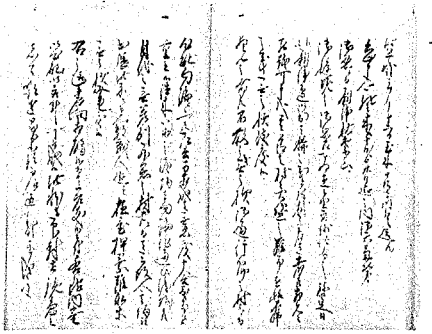

領主巡回に際し、対応を指示した小須戸組の廻状

年金制度が変わったら手続きを

会社などへ勤めている人は、職場の年金に加入していますが、それに加入していない人は、国民年金に加入しなければなりません。

会社などへ勤めたときや、やめたときには、勤め先の係の人が職場の年金に関する全部の手続きをしてくれます。しかし、国民年金は、自分が市役所の国民年金係へ行って、必要な手続きをすることになっています。

また六十歳前に会社を退職し、厚生年金など職場の年金を受けるための受給資格のない人は、その翌日に国民年金へ加入しなければなりません。そうすれば、今までかけてきた保険料納付済期間を生かすことができます。

保険料の納め忘れにご注意ください

保険料を納めたくても、経済的な事情で納められない人には、保険料の納付が免除されるしくみがあります(ただし、任意加入は免除されません)。また保険料を免除された人が、その後、生活に余裕ができたとき、過去の保険料を納めることができる追納のしくみもあります。追納した場合、以前から保険料を納めていた人と同じ額の老齢年金を受けることができます。

くわしいことは、市役所市民課国民年金係(☎24－2111内線221)へおたずねください。

中小企業金融制度 貸付限度額などが改正に＊

市では、中小企業の皆さんの資金需要にこたえるため、地方産業育成資金や小規模事業振興資金、中小企業近代化資金の制度融資を行っていますが、その一部が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

□地方産業育成資金

・貸付限度額…三百五十万円から**四百万円**に

・貸付利率…信保付は六・三五%から**六・一〇%**、その他は六・八五%から**六・六〇%**に

□小規模事業振興資金

・貸付限度額…三百万円から**三百五十万円**に

・貸付利率…七・一〇%から**六・八五%**に

□中小企業近代化資金

・貸付限度額…法人、個人は五百万円から**六百万円**、組合は二千万円から**一千二百万円**に

・貸付利率…七・三五%から**七・〇五%**に

これらの資金は、市内の銀行、信用組合、信用金庫で取り扱っています。

貸付期間などくわしいことは、市役所商工観光課(☎24－2111内線247)へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

室内装飾・壁・襖・掛軸・額
(新技術導入、従来より早く、安く)
表具 つしま
本町3 ☎22-2035

今、やってます。夜11時まで営業。
Pあり、年中無休
和洋酒・食品・贈答品の百貨店 酒井商店・清水フード酒井店
新津市朝日(古津駅前) ☎22-7675